

# 企画提案仕様書

## 1 委託事業名

令和8年度ユネスコ登録記念琉球泡盛魅力発信事業委託業務

## 2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 3 事業目的

泡盛製造業は、離島を含む地域の経済と雇用に寄与する重要な産業であるとともに、伝統行事や料理など県民の生活に深く結びついた歴史的・文化的にも重要な産業であるが、泡盛の出荷数量は平成16年をピークに減少が続いており、業界を取り巻く経営環境は一層厳しい状況にある一方、令和6年12月に泡盛を含む「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録されたところである。

本事業は、この好機を捉え、県内外および国外の飲食店関係者等を対象に、琉球泡盛の歴史、文化、製法、飲み方等を多面的に学ぶ機会を提供する。

加えて、動画やSNSを活用した情報発信により、泡盛の背景にある多様な魅力を広く伝えることで、琉球泡盛の定着と持続的な需要拡大を図ることを目的とする。

## 4 積算見積について

(1) 積算見積は令和8年度を作成することとし、次の金額の範囲内(消費税込み)で作成すること。

令和8年度：15,972千円

※上記金額は企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

(2) 見積は税抜き価格で積算し、別途消費税額を計算し、積算合計額を記載すること。

(3) 各経費については、単価、月数、回数、個数等、見積もり条件が確認出来るように記載すること。

## 5 委託内容

受託者は、以下に掲げる業務を行う。

### (1) 泡盛講座の実施

飲食店関係者等を対象とした泡盛講座を企画、実施すること。

なお、実施にあたって以下に留意すること。

ア 実施場所及び回数：関東（2回以上）、関西（1回以上）、北海道（1回以上）、沖縄県内（1回以上）、台湾など国外（1回以上）

※回数は、日付が異なる数を指し、1日のうち、午前、午後で実施する場合でも1回のカウントすること。

※北海道及び台湾など国外については、国や県、沖縄県酒造組合等（以下「関係機関等」という。）が実施する他の事業との連携を考慮して、詳細を決定するため、具体的な提案は必要としない。（県担当者が調整を行う）なお、2地域に係る積算上の事業費は150万円程度（税別）を見込むこと。

※効果的と思われる地域があればこれに加え提案することを妨げない。また、回数についても予算の範囲内で増やした提案を妨げない。

※実施時期については、関係機関等と連携を図り決定するため、提案に含める必要はない（県担当者が調整を行う。）が、遅くとも2月下旬までには全ての講座を実施すること。

- イ 1回あたりの時間数：120分以上とする。  
※講座に加え、参加者同士が意見交換できる時間も含むこと。
- ウ 1回あたりの定員数：20名程度とする。  
※会場は飲食（飲酒）可能な施設とし、会議室に限らず、産業振興や観光関連施設、泡盛を提供できる飲食店等も検討し、具体的な実施場所について提案すること。
- エ 講座内容及び講座資料の作成  
以下の内容が含まれる講座の具体的な内容を提案すること。また、概要をまとめた講座資料を作成し、参加者に配布すること。  
・琉球泡盛の歴史、文化的背景  
・琉球泡盛の製法や製法による特徴や違い  
・簡単なペアリングの提案  
・飲食店における実践的活用方法の提案  
・テイスティング  
・参加者アンケート
- オ 集客の方法  
国内の集客にあたっては、飲食店における利用率が高いプラットフォームを想定した広報を展開するとともに、SNS等での周知に活用するA4判チラシ（データ）を制作すること。なお、チラシの印刷および物理的な配布は必須としないが、これらを含めた効果的と思われる手法を提案すること。
- カ 目標及び効果測定  
・参加店舗数：合計60店舗以上  
・受講満足度（アンケート結果）  
意識の変化：9割以上の受講者が「泡盛への理解や関心が深まった」と回答  
実用性の向上：9割以上の受講者が「営業・接客に活かせる」と回答
- キ 関係者との連携  
実施にあたっては、関係機関等に加え、一般社団法人泡盛マイスター協会等が有する専門的知見及び県内外・国外の人材やネットワークを最大限に活用し、事業効果の最大化を図ること。

## (2) 情報発信

泡盛の歴史・文化的背景を含めた、泡盛の魅力を伝える動画を制作し、SNSを通じて発信すること。

### ア 動画制作

(ア) 30秒程度のショート動画を計20本以上制作すること。以下(イ)から(オ)を踏まえ、具体的な内容を提案すること。

- (イ) 泡盛の魅力を多角的に発信するため、県内5圏域（本島北部、中部、南部、宮古、八重山）において撮影を行うこと。
- (ウ) 編集にあたっては、各地域の風土、自然、伝統文化等を交え、情緒的な表現に努めること。
- (エ) その他、初心者でも手軽に愉しめる泡盛カクテルの作り方や、日常の食卓に取り入れやすいペアリング方法など、視聴者が暮らしの中で泡盛を愉しむシーンを具体的にイメージできる動画を制作すること。
- (オ) 上記「5(1)泡盛講座」を紹介する動画など、県との協議に基づいた内容を制作すること。

イ SNS 記事の作成、配信

- (ア) 上記「(2)ア 動画制作」と連動した SNS 記事を 20 本以上作成すること。
- (イ) 動画の公開スケジュールと連動し、メッセージ性を持ってタイムリーな投稿を行うこと。(アカウントは県が指定し、運用は受託者が行う)

ウ 目標値

- (ア) 各 SNS における総リーチ数：5 万以上
- (イ) 各 SNS における総表示回数：50 万以上
- (ウ) 提案者が運営する既存媒体の活用を含め、広告費に依存しない効果的な広報について提案すること。

(3) その他

その他、本事業の目的を達成するために効果的と思われる、独自の取組（飲食店連携やイベント連携、広報等）があれば提案すること。

7 再委託の制限について

- (1) 契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

① 上記(1)で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

- ア 契約金額の 50% を超える業務
- イ プロジェクトの根幹的な業務

- ② 本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。

(2) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」業務を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りではない。

① その他、簡易な業務

- ア 資料の収集・整理
- イ 複写・印刷・製本
- ウ 原稿・データの入力及び集計
- エ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務

8 その他

- (1) 事業完了時に実際に要しなかった経費があるときは、相当の委託料を減額する。
- (2) 本事業の実績をまとめた報告書を成果品として 5 部及び電子ファイルを沖縄県に提出すること。
- (3) この仕様書に定めない事項及び疑義が生じた場合は、受託者と委託者の双方が協議して定める。